

「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況

平成19年12月1日現在「放課後子どもプラン実施状況調査」

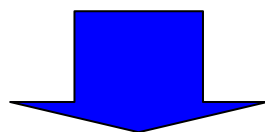
		放課後子ども教室			計
		小学校で実施	小学校外で実施	未実施	
放課後児童クラブ	小学校で実施	1,796小学校区 (8.2%)	430小学校区 (2.0%)	5,540小学校区 (25.3%)	7,766小学校区 (35.5%)
	小学校外で実施	1,186小学校区 (5.4%)	741小学校区 (3.4%)	5,300小学校区 (24.2%)	7,227小学校区 (33.0%)
	未実施	1,174小学校区 (5.4%)	380小学校区 (1.7%)	5,327小学校区 (24.4%)	6,881小学校区 (31.5%)
計		4,156小学校区 (19.0%)	1,551小学校区 (7.1%)	16,167小学校区 (73.9%)	21,874小学校区 (100.0%)

※ 上記の表は、都道府県、指定都市及び中核市から回答のあった21,874小学校区を母数としている。

※ 実施状況は、いずれかの事業を実施16,547小学校区(75.6%)、両事業を実施4,153小学校区(19.0%)、放課後子ども教室を実施 5,707小学校区(26.1%)、放課後児童クラブを**22**実施 14,993小学校区(68.5%)

児童委員、主任児童委員の活動に対する 必要な情報提供等について

近年、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、児童委員・主任児童委員へ必要な情報提供が行われない等の状況が生じている。



平成19年3月2日事務連絡

「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について」

各都道府県・指定都市・中核市あてに下記を依頼。

- 児童委員・主任児童委員の円滑な活動に必要な情報の提供
- 地域住民に対する児童委員・主任児童委員制度の正しい理解の普及

妊産婦ケアセンター(仮称)のイメージ

施設の規模

居室(定員10人程度)、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、ランドリー室、体操等を行う多目的室 など

職員の配置

医師、助産師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員 など

妊産婦ケアセンター(仮称)の事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施

①産前産後体操指導

②母体ケア

- ・母体の健康状態管理
- ・子宮の収縮等チェック

③乳児ケア

- ・乳児の健康状態管理
- ・体重、排便等チェック

④乳房ケア

- ・乳房マッサージ
- ・乳汁の分泌量の調整
- ・乳腺炎予防
- ・乳頭亀裂ケア

⑤各種相談・指導

- ・育児相談
- ・授乳指導
- ・沐浴指導

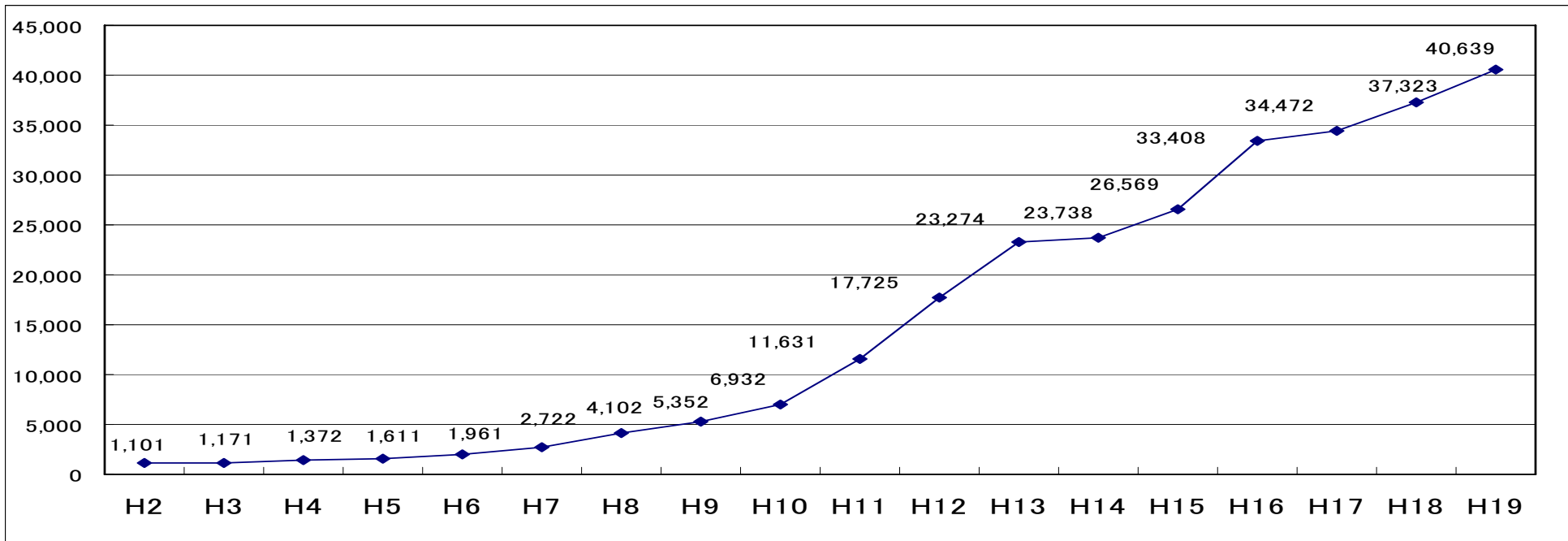
児童虐待相談対応件数の推移



○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(10.56)	(16.10)	(21.14)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.90)	(36.91)
[1.00]	[1.52]	[2.00]	[2.04]	[2.28]	[2.87]	[2.96]	[3.21]	[3.49]
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

注1:表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。注2:表中、中段[]内は、平成11年度を1とした指数(伸び率)である。



平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算(案)等による施策の具体的内容(案)

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算(案)等による施策の具体的内容(案)

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算(案)により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)施設退所後の支援について

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算(案)により、児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事業費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事務費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 家庭支援機能の強化
 - ・児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 後期行動計画の策定
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 児童家庭支援センターについて、平成21年度予算(案)により、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

(6) 被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）

概 要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
 - ・ 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

具体的な内容

（1）手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

（2）一部支給停止の適用除外となるための手続き

- 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに、
 - （1）①～⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。
（各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。）
- 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間はさかのぼって差額支給が可能。